

1999年7月9日付連邦法第160-FZ号

ロシア連邦における外国投資について

国家院で採択

1999年6月25日

連邦院で承認

1999年7月2日

(改正：連邦法2002年3月21日付第31-FZ号、2002年7月25日付第117-FZ号、2003年12月8日付第169-FZ号、2005年7月22日付第117-FZ号、2006年6月3日付第75-FZ号、2007年6月26日付第118-FZ号、2008年4月29日付第58-FZ号、2011年7月19日付第248-FZ号、2011年11月16日付第322-FZ号、2011年12月6日付第409-FZ号、2014年2月3日付第12-FZ号、2014年5月5日付第106-FZ号、2017年5月1日付第97-FZ号、2017年7月18日付第165-FZ号、2018年5月31日付第122-FZ号、2021年2月24日付第27-FZ号、2021年7月2日付第343-FZ号、2022年3月26日付第72-FZ号、2022年7月14日付第320-FZ号)

本連邦法は、投資及びそこから得られる所得と利益に対する外国人投資家の権利の基本的な保証、ロシア連邦域内における外国人投資家の企業活動の条件を定めるものである。

本連邦法は、外国の物的資源及び資金、先端技術及びテクノロジー、経営ノウハウをロシア連邦経済に呼び込み、これを有効活用すること、外国人投資家の活動条件を安定させること、外国投資の法制度を国際法の基準及び投資協力の国際慣例に適合させることを目的とするものである。

## 第1条 本連邦法で規制される諸関係及び適用範囲

1. 本連邦法は、ロシア連邦域内で投資を行う外国人投資家の権利の政府保証に係る諸関係を規制するものである。

2. 本連邦法は、銀行及び銀行業務に関するロシア連邦法令ならびに保険に関するロシア連邦法令に従い規制される、銀行及びその他の金融機関、また保険会社への外国資本の投資に係る諸関係、ならびに外国銀行及びその他の外国金融機関の代表部（本連邦法第21条第8項及び第9項の規定で規制される諸関係を除く）、外国保険会社の支店（本連邦法第21条第8～10項の規定で規制される諸関係を除く）のロシア連邦域内における設立及び活動停止の手順を定める諸関係には適用されない。（改正：連邦法2014年2月3日付第12-FZ号、2014年5月5日付第106-FZ号、2021年7月2日付第343-FZ号）

本連邦法は、非営利団体に関するロシア連邦法令で規制される、教育、慈善、学術、宗教など特定の公益を目的とした非営利団体への外国資本の投資に係る諸関係にも適用されない。

本連邦法の第7条及び第16条の効力は、経済特区の居住者による工業生産活動、技術導入活動、観光レクリエーション活動の実施に係る諸関係には及ばない。（段落追加：連邦法2005年7月22日付第117-FZ号）（改正：連邦法2006年6月3日付第75-FZ号）

## 第2条 本連邦法で使用される主な用語

本連邦法では、以下のとおり主な用語が定義される。

- 外国人投資家とは、以下をいう。
  - 法人が設立された国の法令に従い権利能力が定められ、当該国の法令に従いロシア連邦域内で投資を行う権利を持つ外国法人。但し、ロシア連邦国民及び（または）ロシア法人の支配下にある外国法人を除く
  - 組織が設立された国の法令に従い権利能力が定められ、当該国の法令に従いロシア連邦域内で投資を行う権利を持つ、非法人の外国組織。但し、ロシア連邦国民及び（または）ロシア法人の支配下にある非法人の外国組織を除く
  - その国籍の国の法令に従い権利能力及び行為能力が定められ、当該国の法令に従いロシア連邦域内で投資を行う権利を持つ外国人。但し、ロシア連邦の国籍も有する外国人を除く
  - ロシア連邦域外に定住し、その常居所の国の法令に従い権利能力及び行為能力が定められる、当該国の法令に従いロシア連邦域内で投資を行う権利を持つ無国籍者
  - ロシア連邦の国際条約に従いロシア連邦域内で投資を行う権利を持つ国際組織
  - 連邦法に定める手続きに従い、外国

（改正：連邦法 2018 年 5 月 31 日付第 122-FZ 号）

- 外国投資とは、金銭、（外国通貨及びロシア連邦通貨での）有価証券、その他の財産、知的活動の成果に対する独占的な権利の貨幣価値を有する財産権（知的財産権）、またサービス及び情報など、かかる民法上の権利の対象が連邦法に従いロシア連邦で流通停止または流通制限されていない場合、外国人投資家に帰属する民法上の権利の対象の形で、ロシア連邦域内で外国人投資家によって事業対象に直接かつ自主的に行われる外国資本の投資をいう。（改正：連邦法 2018 年 5 月 31 日付第 122-FZ 号）

- 直接外国投資とは、以下をいう。
  - ロシア連邦の民法に従い営利組合または事業体の形式でロシア連邦域内に設立された、または新たに設立される、営利団体の授権（共同）資本の持分（出資）の 10%以上を外国人投資家が取得すること
  - ロシア連邦域内に設立される外国法人支店の固定資産に投資すること
  - 関税評価額 100 万ルーブル以上で、ユーラシア経済共同体（以下「関税同盟」という）の枠内での関税同盟対外経済活動統一品目一覧の項目 XVI 及び XVII に記された設備のファイナンスリース（賃貸借）を、外国人投資家が賃貸人としてロシア連邦域内で実施すること

（改正：連邦法 2011 年 12 月 6 日付第 409-FZ 号）

- 投資プロジェクトとは、ロシア連邦法令に従い作成された設計見積書を含めた、直接外国投資の経済的妥当性、規模、実施期間の根拠をいう。（改正：連邦法 2011 年 7 月 19 日付第 248-FZ 号）
- 優先投資プロジェクトとは、総外国投資額が 10 億ルーブル以上（本連邦法が発効した日のロシア連邦中央銀行レートに基づいた外国通貨での相当額以上）となる投資プロジェクト、または外国投資を伴う営利団体の授権（共同）資本における外国人投資家の最低持分（出資）が 1 億ルーブル以上

(本連邦法が発効した日のロシア連邦中央銀行レートに基づいた外国通貨での相当額以上) となる投資プロジェクトで、ロシア連邦政府が承認した一覧に記載されたものをいう。

- 投資プロジェクトの回収期間とは、直接外国投資を利用した投資プロジェクトへの出資が始まった日から、外国投資を伴う営利団体または外国法人支店またはファイナンスリース（賃貸借）契約に基づいた貸貸人の投資支出額と、減価償却控除後の累積純利益額の差がプラスになる日までの期間をいう。
- 再投資とは、外国人投資家または外国投資を伴う営利団体が外国投資で得た所得または利益を用いてロシア連邦域内で事業対象に投資を行うことをいう。
- 総税負担とは、投資プロジェクトへの出資開始時点における、外国投資による投資プロジェクトを実施する外国人投資家及び外国投資を伴う営利団体が連邦税（ロシア連邦域内で生産される物品に対する付加価値税、消費税を除く）及び国家予算外基金への納付金（ロシア連邦年金基金への納付金を除く）の形で納めるべき現金の計算された総額をいう。（改正：連邦法 2011 年 12 月 6 日付第 409-FZ 号）
- 被支配者とは、ロシア連邦国民及び（または）ロシア法人（以下に示す特徴の 1 つを有する支配者）の支配下にある外国法人または非法人の外国組織をいう。（段落追加：連邦法 2018 年 5 月 31 日付第 122-FZ 号）
  - 支配者が、被支配者の授権資本を構成する議決権株式（持分）に帰する総票数の 50%以上を直接的または間接的に処理する権利（信託契約、組合契約、委任契約、またはその他の取引の結果、もしくはその他の根拠に基づくものを含む）を持っている（段落追加：連邦法 2018 年 5 月 31 日付第 122-FZ 号）
  - 支配者が契約に基づき、またはその他の根拠により、被支配者による企業活動の実施条件など、被支配者によって下される決定を判断する権利または権限を得た（段落追加：連邦法 2018 年 5 月 31 日付第 122-FZ 号）
  - 支配者が、被支配者の合議制執行機関のメンバーの 50%以上及び（または）最高経営責任者を任命する権利を持っている、及び（または）被支配者の取締役会（監査役会）またはその他の合議制運営機関のメンバーの 50%以上を無条件で選出できる（段落追加：連邦法 2018 年 5 月 31 日付第 122-FZ 号）
  - 支配者が、被支配者の授権資本を構成する議決権株式（持分）に帰する総票数の 50%未満を直接的または間接的に処理する権利（信託契約、組合契約、委任契約、またはその他の取引の結果、もしくはその他の根拠に基づくものを含む）を持っている。但し、支配者に処理する権利がある当該株式（持分）に帰する票数と、被支配者の授権資本を構成し、被支配者の他の株主（構成員）に属する議決権株式（持分）に帰する票数の比が、被支配者によって下される決定を支配者が判断できるものであることを条件とする（段落追加：連邦法 2018 年 5 月 31 日付第 122-FZ 号）
  - 支配者が被支配者の運用会社の権限を行使している（段落追加：連邦法 2018 年 5 月 31 日付第 122-FZ 号）

### 第 3 条 ロシア連邦域内における外国投資の法規制

1. ロシア連邦域内における外国投資の法規制は、本連邦法、他の連邦法、その他のロシア連邦規范文書、

またロシア連邦の国際条約によって行われる。

2. ロシア連邦構成主体は、本連邦法及び他の連邦法に従い、外国投資の管理、またロシア連邦とロシア連邦構成主体の共同管理に関する問題につき、外国投資を規制する法律及びその他の規范文書を制定することができる。

#### **第4条 外国人投資家及び外国投資を伴う営利団体の活動に関する法制**

1. 外国人投資家の活動及び投資で得られた利益の利用に関する法制は、ロシア人投資家の活動及び投資で得られた利益の利用に関する法制に比べて、連邦法に例外規定がある場合を除き、不利なものであってはならない。

2. 外国人投資家に制限を課す例外規定は、立憲政体の基本理念、道徳、他者の正当な利益、権利、健康の保護、国家安全保障及び国防の確保のために必要な範囲においてのみ連邦法で定めることができる。

外国人投資家に優遇措置の形で刺激を与える例外規定は、ロシア連邦の社会経済発展のために定めることができる。優遇措置の種類とこれを与える手順はロシア連邦法令で定められる。

3. 営利を目的に設立され及び(または)活動し、ロシア連邦域内でこの活動を行うために受け入れた義務に基づく所有者責任を負う外国法人(以下「外国法人」という)は、連邦法に別段の定めがある場合を除き、支店、代表部が認可された日からこれを介してロシア連邦域内で活動する権利を持つ。外国法人は、支店、代表部の認可が取り消された日から、支店、代表部を介したロシア連邦域内での活動を停止する。

外国法人の支店、代表部が認可された日、または情報システムである外国法人の認可された支店、代表部の国家登記簿(以下「登記簿」という)の記載情報に修正が加えられた日、または外国法人の支店、代表部の認可が取り消された日と見なされるのは、登記簿に然るべき記述がなされた日である。(改正項:連邦法2014年5月5日付第106-FZ号)

4. 外国投資を伴う営利団体の子会社及び従属会社は、ロシア連邦域内で企業活動を行うにあたり、本連邦法に定める法的保護、保証、優遇措置を享受しない。

5. 外国人投資家、外国人投資家が授権(共同)資本の持分(出資)の10%以上を保有するロシア連邦域内に設立された外国投資を伴う営利団体は、再投資を行うとき、本連邦法に定める法的保護、保証、優遇措置を完全に享受する。

6. ロシアの営利団体は、その構成員に外国人投資家が加わった日から、外国投資を伴う営利団体のステータスを得る。外国投資を伴う営利団体及び外国人投資家は、この日から本連邦法に定める法的保護、保証、優遇措置を享受する。

営利団体は、その構成員から外国人投資家が脱退した日をもって(その構成員に複数の外国人投資家がいる場合は、全ての外国人投資家が脱退したとき)、外国投資を伴う営利団体のステータスを失う。この日をもって、かかる営利団体及び外国人投資家は、本連邦法に定める法的保護、保証、優遇措置を失う。

#### **第5条 ロシア連邦域内における外国人投資家の活動に対する法的保護の保証**

1. ロシア連邦域内で外国人投資家に提供される権利及び利益の完全かつ無条件な保護は、本連邦法、他の連邦法、その他のロシア連邦規范文書、またロシア連邦の国際条約によって確保される。

2. 外国人投資家は、ロシア連邦民法に従い、国家機関、地方自治機関、これら機関の職員の違法行為(不

作為)により被った損害に対する賠償請求権を有する。

## 第6条 ロシア連邦域内での外国人投資家による様々な投資形態の利用に対する保証

外国人投資家はロシア連邦法令で禁止されていない任意の形態でロシア連邦域内での投資を行う権利を有する。

外国投資を伴う営利団体の授権(共同)資本への投資の評価は、ロシア連邦法令に従い実施される。

投資の評価はロシア連邦の通貨で行われる。

外国、国際組織、またはこれらの支配下にある組織によって行われ、その結果としてロシアの事業体の授権資本を構成する議決権株式(持分)に帰する総票数の25%以上を直接的または間接的に処理する権利が獲得される取引、またはこの事業体の経営陣の決定を妨害する別の可能性が得られる取引は、連邦法「国防及び国家安全保障にとって戦略的な意味を持つ事業体に外国投資を行う手順について」第9条～第12条に定める手順による事前調整の対象となる。但し、ロシア連邦が加わる国際条約に従い設立された国際金融機関、またはロシア連邦が国際条約を結んだ国際金融機関が参加する取引は例外とする。かかる国際金融機関の一覧はロシア連邦政府によって承認される。(部の追加:連邦法2008年4月29日付第58-FZ号)(改正:連邦法2011年11月16日付第322-FZ号)

ロシア連邦における外国投資の実施を管理する政府委員会の議長の決定に従い国防及び国家安全保障を確保するため、ロシアの事業体を相手に外国人投資家が行う取引は、2008年4月29日付連邦法第57-FZ号「国防及び国家安全保障にとって戦略的な意味を持つ事業体に外国投資を行う手順について」に定める手順による事前調整の対象となる。本条を適用する目的において、他の国籍を持つロシア連邦国民、また外国人投資家の支配下にある組織(ロシア連邦域内に設立されたものも含む)も、外国投資家と見なされる。このとき、こうした組織に対する外国人投資家の支配が存在する事実を特定するため、2008年4月29日付連邦法第57-FZ号「国防及び国家安全保障にとって戦略的な意味を持つ事業体に外国投資を行う手順について」第5条第1項第1号の規定が適用される。(部の追加:連邦法2017年7月18日付第165-FZ号)

本条第5部に定める場合では、ロシア連邦における外国投資の実施を管理する権限を持つ連邦行政機関が、ロシア連邦における外国投資の実施を管理する政府委員会の議長の決定を受け取った日から3営業日以内に、ロシアの事業体に係る取引の事前調整が必要であることを外国人投資家に通知する。(部の追加:連邦法2017年7月18日付第165-FZ号)

本条に定める要求事項に違反して実施された取引には、2008年4月29日付連邦法第57-FZ号「国防及び国家安全保障にとって戦略的な意味を持つ事業体に外国投資を行う手順について」第15条の規定が適用される。(部の追加:連邦法2017年7月18日付第165-FZ号)

## 第7条 外国人投資家の権利及び義務の他者への移転に対する保証

1. 外国人投資家は、契約に基づき自らの権利(債権を譲渡する)及び義務(債務を移転する)を他者に移転することができ、また法律または司法判断を根拠とする場合は、ロシア連邦民法に従い、自らの権利(債権を譲渡する)及び義務(債務を移転する)を他者に移転しなければならない。

2. ロシア連邦域内で行われた投資に対して外国人投資家に提供された保証(保険契約)につき外国人投資家のために外国またはその所管国家機関が支払いを行い、この外国または所管国家機関に当該投資に係る外国人投資家の権利が移転する(債権が譲渡される)とき、ロシア連邦ではこうした権利の移転(債

権譲渡)を適法と見なす。

## **第 8 条 外国人投資家または外国投資を伴う営利団体の財産を国有化及び接收する際の補償に対する保証**

1. 外国人投資家または外国投資を伴う営利団体の財産は、連邦法またはロシア連邦の国際条約に定めた事例及び根拠に基づくものを除き、国有化、接收を含めた強制収用の対象外とする。

2. 接收が行われるとき、外国人投資家または外国投資を伴う営利団体には接收される財産の対価が支払われる。接收が行われることになった事情が消失したとき、外国人投資家または外国投資を伴う営利団体は残った財産の返却を裁判によって求めることができるが、このとき財産の減価による損失を考慮して、受け取った補償額を返却しなければならない。

国有化が行われるとき、外国人投資家または外国投資を伴う営利団体には国有化される財産の対価が補償される。損失の補償に関する紛争は、本連邦法第 10 条に定める手順により解決される。

## **第 9 条 ロシア連邦法令が外国人投資家及び外国投資を伴う営利団体にとって不利に改正されないことへの保証**

1. 連邦税（ロシア連邦域内で生産される物品に対する付加価値税、消費税を除く）及び国家予算外基金への納付金（ロシア連邦年金基金への納付金を除く）の額を変更する新しい連邦法及びその他のロシア連邦規范文書が発効するとき、または優先投資プロジェクトを実現する外国人投資家及び外国投資を伴う営利団体の活動に対する総税負担の拡大をもたらす、もしくは外国投資により優先投資プロジェクトへの出資が開始された日の連邦法及びその他のロシア連邦規范文書に従い有効な制度及び総税負担と比較してロシア連邦での外国投資に制限及び禁止を加える制度を設ける、改正または追加が現行の連邦法及びその他のロシア連邦規范文書に加えられるとき、こうした新しい連邦法及びその他のロシア連邦規范文書、また現行の連邦法及びその他のロシア連邦規范文書に加えられる改正及び追加は、外国投資により優先投資プロジェクトを実施する外国人投資家及び外国投資を伴う営利団体に対して、外国人投資家及び外国投資を伴う営利団体によってロシア連邦に輸入される物品が優先投資プロジェクトを実現するための本来の用途で使用されることを条件に、本条第 2 項に記した期間において適用されない。（改正：連邦法 2011 年 12 月 6 日付第 409-FZ 号）

本項第 1 段落の規定は、外国投資を伴う営利団体の授権（共同）資本に占める外国人投資家の持分（出資）が 25%を超える場合に当該団体に適用され、また優先投資プロジェクトを実現する外国投資を伴う営利団体の場合は当該団体の授権（共同）資本に占める外国人投資家の持分（出資）に関係なく適用される。

2. 本条第 1 項に記した条件及び制度が投資プロジェクトを実施する外国人投資家に対して安定していることは投資プロジェクトの回収期間において保証されるが、外国投資により当該プロジェクトへの出資が開始された日から 7 年を超えないものとする。投資プロジェクト回収期間の差異は、ロシア連邦政府が定めた手順に従い、その種類に応じて判断される。

3. 回収期間が 7 年を超える、外国投資の総額が 10 億ルーブル以上（本連邦法が発効した日のロシア連邦中央銀行レートに基づいた外国通貨での相当額以上）となる交通インフラまたはその他のインフラの整備または製造の分野における優先投資プロジェクトを外国人投資家及び外国投資を伴う営利団体が実現するとき、例外的に、ロシア連邦政府は本条第 1 項に記した制度及び条件の有効期限をかかえる外国人投資家及び外国投資を伴う営利団体のために延長する決定を下す。

4. 本条第 1 項の規定は、立憲政体の基本理念、道徳、他者の正当な利益、権利、健康の保護、国家安全保障及び国防の確保を目的に制定される新しい連邦法及びその他のロシア連邦規范文書、またはロシア連邦の法令に加えられる改正及び追加には適用されない。

5. ロシア連邦政府は、

- 連邦税及び国家予算外基金への納付金を徴収する条件、ロシア連邦域内で外国投資の実施を制限及び禁止する制度につき、外国人投資家及び外国投資を伴う営利団体にとって不利となる変更の評価基準を設ける。（改正：連邦法 2011 年 12 月 6 日付第 409-FZ 号）
- 本連邦法第 24 条に記した、連邦行政機関による優先投資プロジェクトの登録手順を承認する。
- 本条第 2 項及び第 3 項に記した期限内に優先投資プロジェクトを実現する義務が、これを引き受けた外国人投資家及び外国投資を伴う営利団体によって履行されているか管理する。

本項第 1 部に記した義務が外国人投資家及び外国投資を伴う営利団体によって履行されないとき、これらは本条に従い提供された優遇措置を失う。この優遇措置が提供されたことで支払われなかった金額は、ロシア連邦法令に定める手順により返却される。

#### **第 10 条 外国人投資家によるロシア連邦域内での投資及び企業活動の実施に関連して発生した紛争の適切な解決に対する保証**

ロシア連邦域内で投資及び企業活動を行う関係で発生した外国人投資家の紛争は、ロシア連邦の国際条約及び連邦法に従い、裁判所または仲裁裁判所あるいは国際仲裁（第三者裁判所）で解決される。

#### **第 11 条 所得、収入、その他の合法的に得られた資金をロシア連邦域内で使用すること及びロシア連邦域外に送金することへの保証**

外国人投資家は、ロシア連邦法令で定められた税金及び納付金を納めた後、本連邦法第 4 条第 2 項の規定を遵守して再投資するため、またはロシア連邦法令に違反しないその他の目的のためにロシア連邦域内で所得及び収入を自由に使用する権利、また所得、収入、その他の合法的に得られた資金を外国通貨でロシア連邦域外に支障なく送金する権利を有する。これは過去に行った投資に関係したものとして、以下が含まれる。

- 収入、配当金、金利の形で得られた投資からの所得及びその他の所得
- 契約及びその他の取引に基づいた、ロシア連邦域内に自社支店を開設した外国法人または外国投資を伴う営利団体の債務を弁済するための資金
- 外国投資を伴う営利団体の解散、または外国法人の支店、代表部の活動停止、または投資財産、財産権、排他的知的財産権の処分に関して外国人投資家が取得した資金（改正：連邦法 2014 年 5 月 5 日付第 106-FZ 号）
- 本連邦法第 8 条に定める補償金

#### **第 12 条 外国投資としてロシア連邦に最初に搬入された電子媒体に記録されたまたは文書による情報及び財産をロシア連邦域外に支障なく搬出する外国人投資家の権利に対する保証**

(名称改正：連邦法 2011 年 12 月 6 日付第 409-FZ 号)

外国投資として電子媒体に記録されたまたは文書による情報及び財産をロシア連邦に最初に搬入した外国人投資家は、この情報及び財産をロシア連邦域外に支障なく（貿易活動における割当量の設定、許認可、その他の非関税規制措置を適用されずに）搬出する権利を有する。（改正：連邦法 2011 年 12 月 6 日付第 409-FZ 号）

### **第 13 条 有価証券を取得する外国人投資家の権利に対する保証**

外国人投資家は、有価証券に関するロシア連邦法令に従い、ロシアの営利団体の株式及びその他の有価証券ならびに政府発行有価証券を取得する権利を有する。

### **第 14 条 民有化に外国人投資家が参加することに対する保証**

外国人投資家は、国有財産及び地方自治体財産の民有化に関するロシア連邦法令に定める条件及び手順に従い、国有財産及び地方自治体財産の所有権または民有化される組織の授権（共同）資本の持分を取得する形で、国または地方自治体が所有する施設の民有化に参加することができる。

### **第 15 条 土地、その他の天然資源、建物、建造物、その他の不動産の権利を外国人投資家に提供することに対する保証**

土地、その他の天然資源、建物、建造物、その他の不動産の権利の外国人投資家による取得は、ロシア連邦の法令及びロシア連邦構成主体の法令に従って行われる。

外国投資を伴う営利団体は、ロシア連邦法令に別段の定めがある場合を除き、土地賃貸借契約を締結する権利を入札（競争入札、コンクール）で獲得することができる。（改正：連邦法 2007 年 6 月 26 日付第 118-FZ 号）

### **第 16 条 通関費用の支払いについて外国人投資家及び外国投資を伴う営利団体に提供される優遇措置**

通関費用の支払いに関する優遇措置は、関税同盟の関税法、関税同盟加盟諸国の国際条約、通関手続に関するロシア連邦法令、税金及び納付金に関するロシア連邦法令に従い、優先投資プロジェクトを実施する外国人投資家及び外国投資を伴う営利団体に提供される。（改正：連邦法 2011 年 12 月 6 日付第 409-FZ 号）

### **第 17 条 ロシア連邦構成主体及び地方自治体から外国人投資家に提供される優遇措置と保証**

ロシア連邦構成主体及び地方自治体はその権限の範囲内で優遇措置及び保証を外国人投資家に提供すること、ロシア連邦構成主体予算及び地方予算の資金また予算外資金を使い、外国人投資家によって実施される投資プロジェクトに融資及び他の形態による支援を与えることができる。

### **第 18 条 ロシア連邦独占禁止法と外国人投資家による公正な競争の遵守**



外国人投資家はロシア連邦独占禁止法を遵守しなければならない。需要の高い何らかの商品を生産するため外国投資を伴う営利団体または外国法人の支店をロシア連邦域内に設立した後、外国製の同様な商品を市場に売り込む目的で自己清算するなどの方法による、また価格に関する、または商品の市場供給に関する、または入札（競争入札、コンクール）への参加に関する悪意のある協定を利用した、制限的商慣行及び不正な競争を許してはならない。

## **第 19 条 外国投資を伴う営利団体及び外国法人の支店、代表部によって実施される損害保険**

（名称改正：連邦法 2014 年 5 月 5 日付第 106-FZ 号）

ロシア連邦法令に別段の定めがある場合を除き、外国投資を伴う営利団体は自らの判断により、外国法人の支店、代表部は外国法人の判断により、財産損失（消失）、欠損、損傷のリスク、民事責任のリスク、事業リスクの損害保険を実施する。（改正：連邦法 2014 年 5 月 5 日付第 106-FZ 号）

## **第 20 条 外国投資を伴う営利団体の設立及び解散**

1. 外国投資を伴う営利団体の設立及び解散は、本連邦法第 4 条第 2 項に従い連邦法で定めることのできる例外規定がある場合を除き、ロシア連邦民法典及び他の連邦法に定める条件及び手順に従い実施される。

2. 外国投資を伴う営利団体である法人は、法人の国家登記に関する連邦法に定める手順に従い、国家登記される。（改正：連邦法 2002 年 7 月 25 日付第 117-FZ 号、2003 年 12 月 8 日付第 169-FZ 号）

## **第 21 条 外国法人の支店、代表部のロシア連邦域内での設立、開設、これら支店、代表部の活動停止。外国法人の支店、代表部の認可。外国法人の認可された支店、代表部の国家登記簿**

1. 外国法人の支店また代表部は、外国法人の決定に基づき、ロシア連邦域内に設立され、開設され、その活動を停止する。

ロシア連邦域内における外国法人の支店の設立、代表部の開設、これら支店、代表部の活動停止に対する国家管理は、航空輸送分野におけるロシア連邦の国際条約に基づいた民間航空分野での活動（以下「民間航空分野での活動」という）を実施する外国法人の代表部の開設及び活動停止に対するものを含め、その認可に基づき実施される。（改正：連邦法 2021 年 2 月 24 日付第 27-FZ 号）

外国法人の支店、代表部の認可は、民間航空分野での活動を実施する外国法人の代表部の認可を含め、外国法人の支店、代表部の認可につきロシア連邦政府に指定された連邦行政機関（以下「指定連邦行政機関」という）が行う。

民間航空分野での活動を実施する外国法人の代表部の認可に関する決定、登記簿記載情報の修正に関する決定、認可の取り消しに関する決定、民間航空分野での活動を実施する外国法人の代表部の従業員である外国人の認定に関する決定は、ロシア連邦航空法に定める手順に従い、航空機（民間航空）部門で国有財産の管理及び行政サービスを担当する連邦行政機関によって下される。

外国法人の支店、代表部が認可された事実の確認は、民間航空分野での活動を実施する外国法人の代表部の認可に関するものを含め、指定連邦行政機関から交付された登記簿記載事項証明書によって行われる。

2. 外国法人の支店、代表部をロシア連邦域内に設立、開設する決定が下されてから 12 か月以内に当該外

国法人は（民間航空分野での活動を実施する外国法人を除く）、外国法人の支店、代表部の認可に必要な書類及びこれら支店、代表部の従業員である外国人の人数についてロシア連邦商工会議所によって認証された情報が含まれた認可申請書を、指定連邦行政機関に提出しなければならない。

民間航空分野での活動を実施する外国法人の代表部をロシア連邦域内に開設する決定が下されてから 12 か月以内に当該法人は、当該代表部の従業員である外国人の人数に関する情報及び当該代表部を認可する決定を下すための書類が含まれた認可申請書を、航空機（民間航空）部門で国有財産の管理及び行政サービスを担当する連邦行政機関に提出しなければならない。

認可申請書には所定の手続きに従い委任された外国法人の代表者が署名する。

認可申請書、登記簿記載情報の修正申請書、認可取り消し申請書と共に、外国法人が指定連邦行政機関に提出する書類の一覧、書類の作成要領、ロシア連邦域内で活動する外国法人の支店、代表部の認可、登記簿記載情報の修正、認可の取り消しに係る手順、認可の実施、登記簿記載情報の修正、認可の取り消しで使用される申請書及び書類の書式及びフォーマットは、当該連邦行政機関によって承認される。

認可申請書、登記簿記載情報の修正申請書、認可取り消し申請書と共に、民間航空分野での活動を実施する外国法人が、航空機（民間航空）部門で国有財産の管理及び行政サービスを担当する連邦行政機関に提出する書類の一覧、民間航空分野での活動を実施する外国法人の代表部の認可、登記簿記載情報の修正、認可の取り消しに関する決定の手順、当該代表部の従業員である外国人の認定に関する決定の手順、かかる決定を下す際に使用される書類の書式は、当該連邦行政機関によって承認される。（改正：連邦法 2021 年 2 月 24 日付第 27-FZ 号）

3. 外国法人の支店、代表部（民間航空分野での活動を実施する外国法人の代表部を除く）の認可は、認可申請書と共に然るべき書類が指定連邦行政機関に提出された日から 15 営業日以内に実施される。

民間航空分野での活動を実施する外国法人の代表部の認可は、認可申請書と共に然るべき書類が、航空機（民間航空）部門で国有財産の管理及び行政サービスを担当する連邦行政機関に提出された日から 25 営業日以内に実施される。

認可の実施手数料として、税金及び納付金に関するロシア連邦法令に従い国税を納めるものとする。

（本項改正：連邦法 2021 年 2 月 24 日付第 27-FZ 号）

4. 外国法人の支店、代表部（民間航空分野での活動を実施する外国法人の代表部を除く）の認可の実施、登記簿記載情報の修正、または認可の取り消しは、当該外国法人から認可、登記簿記載情報の修正、認可の取り消しに必要な書類が提出されないとき、または提出された書類が所定の手続きに従い承認された書式、フォーマット、作成要領に一致しないとき、指定連邦行政機関の決定に基づき一時停止される。

民間航空分野での活動を実施する外国法人の代表部の認可、登記簿記載情報の修正、または認可の取り消しに関する決定は、民間航空分野での活動を実施する当該外国法人から認可、登記簿記載情報の修正、認可の取り消しに必要な書類が提出されないとき、または提出された書類が所定の手続きに従い承認された書式に一致しないとき、航空機（民間航空）部門で国有財産の管理及び行政サービスを担当する連邦行政機関の決定に基づき一時停止される。

認可の実施、登記簿記載情報の修正、または認可の取り消しは、認可の実施（認可の決定）、登記簿記載情報の修正、または認可の取り消しを一時停止するという決定（以下「一時停止の決定」という）が下される根拠となった原因が是正されるまで、但し 15 営業日を超えない期限において、一時停止される。

一時停止の決定は、認可の実施、登記簿記載情報の修正、または認可の取り消しのためにそれぞれ定められた期限の範囲において下される。このとき当該期限は中断される。

一時停止の決定には、一時停止の決定が下された根拠として、認可、登記簿記載情報の修正、認可の取り消しに必要な未提出書類、または所定の手続きに従い承認された書式、フォーマット、作成要領に一致しない提出済み書類、ならびに外国法人または民間航空分野での活動を実施する外国法人が、認可、登記簿記載情報の修正、認可の取り消しに必要な未提出書類または適切に作成された書類を提出すべき最終期限を記さなければならない。

(本項改正：連邦法 2021 年 2 月 24 日付第 27-FZ 号)

5. 外国法人の支店、代表部の認可、または民間航空分野での活動を実施する外国法人の代表部の認可決定は、それぞれ指定連邦行政機関ならびに航空機（民間航空）部門で国有財産の管理及び行政サービスを担当する連邦行政機関によって、以下に示す根拠が少なくとも 1 つある場合に却下される。

- 一時停止の決定が下される根拠となった違反が、一時停止の決定に記された期限内に是正されない
- 認可に必要な書類が本条第 2 項に記した期限に遅れて提出された
- 提出された外国法人の設立文書またはその他の文書に虚偽情報が含まれていることが判明した
- 外国法人の支店、代表部の設立、開設の目的が、ロシア連邦憲法、ロシア連邦の国際条約、ロシア連邦法令に違反している
- 外国法人の支店、代表部の設立、開設の目的が、ロシア連邦の主権、政治的独立、領土保全、国益に脅威を与えるものである
- 登記簿に認可情報が記載されていた外国法人の支店、代表部の認可が、ロシア連邦憲法、ロシア連邦の国際条約、ロシア連邦法令に対する重大な違反があったことで取り消された
- 外国法人の支店もしくは代表部または民間航空分野での活動を実施する外国法人の代表部の幹部が、行政的違法行為に関する事件についての決定が発効した自然人であり、これにより当該者に資格剥奪の行政罰が科され、この行政罰が適用された期間が満了していない
- 認可の決定を下す権限が連邦行政機関にない
- 認可申請書が提出された月の最初の日に、外国法人または民間航空分野での活動を実施する外国法人に税金、納付金、保険料の滞納、延滞金、罰金、金利の未払いがあり、税金及び納付金の分野で管理及び監督を担当する連邦行政機関が保有する認可申請書が受領された日の返済情報を考慮し、その合計が 3000 ルーブルを超える（義務的納付金の過払い額を考慮する）

(本項改正：連邦法 2021 年 2 月 24 日付第 27-FZ 号)

51. 登記簿に記載された外国法人の支店、代表部に関する情報の修正、または登記簿に記載された民間航空分野での活動を実施する外国法人の代表部に関する情報の修正決定は、本条第 5 項の第 2 段落、第 4 段落、第 8 段落に定める根拠の少なくとも 1 つがある場合に却下される。

外国法人の支店、代表部の認可取り消し、または民間航空分野での活動を実施する外国法人の代表部の認可取り消し決定は、本条第 5 項の第 2 段落に定める根拠がある場合に却下される。

外国法人の支店、代表部の認可に対する、または民間航空分野での活動を実施する外国法人の代表部の認可決定に対する却下、登記簿に記載された外国法人の支店、代表部に関する情報の修正に対する、または登記簿に記載された民間航空分野での活動を実施する外国法人の代表部に関する情報の修正決定に対する却下、外国法人の支店、代表部の認可取り消しに対する、または民間航空分野での活動を実施する外国法人の代表部の認可取り消し決定に対する却下については、2010 年 7 月 27 日付連邦法第 210-FZ 号「国及び地方自治体の行政サービスの提供制限について」第 21 章に定める裁判前（法廷外）手続き及び裁判

により不服申立てをすることができる。

(本項追加：連邦法 2021 年 2 月 24 日付第 27-FZ 号)

6. 外国法人（民間航空分野での活動を実施する外国法人を除く）またはその支店もしくは代表部に関する登記簿記載情報（外国法人の支店、代表部の従業員である外国人の人数についてロシア連邦商工会議所によって認証された情報を含む）の修正は、この修正を裏付ける当該外国法人から提出された申請書及び書類に基づき、然るべき申請書及び書類が提出された日から 10 営業日以内に、指定連邦行政機関が行う。

(改正：連邦法 2021 年 2 月 24 日付第 27-FZ 号)

民間航空分野での活動を実施する外国法人またはその代表部に関する登記簿記載情報（外国法人の代表部の従業員である外国人の人数に関する情報を含む）の修正は、この修正を裏付ける書類及び申請書の受領に伴い、登記簿記載情報の修正決定について航空機（民間航空）部門で国有財産の管理及び行政サービスを担当する連邦行政機関から提出された情報に基づき、指定連邦行政機関が行う。この修正は然るべき申請書及び書類が受領された日から 10 営業日以内に行われる。（改正：連邦法 2021 年 2 月 24 日付第 27-FZ 号）

外国法人の支店もしくは代表部の幹部または民間航空分野での活動を実施する外国法人の代表部の幹部が署名した登記簿記載情報の修正申請書及びこの修正を裏付ける書類は、然るべき情報に修正があった日から 15 暦日以内に、指定連邦行政機関または航空機（民間航空）部門で国有財産の管理及び行政サービスを担当する連邦行政機関に提出する。

7. 外国法人の支店、代表部（民間航空分野での活動を実施する外国法人の代表部を除く）の認可は、当該外国法人の決定に基づくロシア連邦域内でのこれら支店、代表部の活動停止、当該外国法人の活動停止に伴い、または指定連邦行政機関の決定に従い、取り消される。

民間航空分野での活動を実施する外国法人の代表部の認可は、民間航空分野での活動を実施する当該外国法人の決定に基づくロシア連邦域内での当該代表部の活動停止、民間航空分野での活動を実施する当該外国法人の活動停止に伴い、または航空機（民間航空）部門で国有財産の管理及び行政サービスを担当する連邦行政機関の決定に従い、取り消される。

外国法人の決定に基づく当該外国法人の支店、代表部（民間航空分野での活動を実施する外国法人の代表部を除く）の認可の取り消しは、当該外国法人から提出された申請書及び然るべき決定に基づき、これが提出された日から 10 営業日以内に指定連邦行政機関によって行われる。

民間航空分野での活動を実施する外国法人の決定に基づく当該外国法人の代表部の認可の取り消しは、航空機（民間航空）部門で国有財産の管理及び行政サービスを担当する連邦行政機関から提出された、民間航空分野での活動を実施する外国法人から然るべき決定及び申請書が提出されたことに伴い当該外国法人の代表部の認可を取り消す決定が下されたという情報に基づき、指定連邦行政機関によって行われる。かかる認可の取り消しは然るべき決定及び申請書が提出された日から 10 営業日以内に実施される。

外国法人の支店もしくは代表部の幹部または民間航空分野での活動を実施する外国法人の代表部の幹部が署名した、ロシア連邦域内における外国法人の然るべき支店、代表部の活動停止決定書ならびに然るべき支店、代表部の認可取り消し申請書は、この決定が下された日から 15 暦日以内にそれぞれ指定連邦行政機関ならびに航空機（民間航空）部門で国有財産の管理及び行政サービスを担当する連邦行政機関に提出する。

以下の場合に、外国法人の支店、代表部の認可は、航空機（民間航空）部門で国有財産の管理及び行政サービスを担当する連邦行政機関の決定などに基づいて指定連邦行政機関が下した決定に従い、取り消される。

- 外国法人の支店、代表部が指定連邦行政機関により然るべき決定が下された時点に先行する直近 12 か月以内に税金及び納付金に関するロシア連邦法令に定める報告書を提出せず、登記簿に記載されたロシア連邦域内の事業所住所で支店、代表部との連絡が取れず、支店、代表部がロシア連邦中央銀行のライセンスを有する銀行または別の金融機関に開設した少なくとも 1 つの銀行口座で当該期間に取引を行わなかった。
- 外国法人の支店、代表部の活動が、ロシア連邦憲法、ロシア連邦の国際条約、ロシア連邦法令に違反し、ロシア連邦の主権、政治的独立、領土保全、国益に脅威を与えているとする司法判断が発効した。  
(改正：連邦法 2021 年 2 月 24 日付第 27-FZ 号)

外国法人の支店、代表部の認可は、統一国家法人登記簿に記載された情報に基づき、外国法人が redomiciliation (本拠地変更) によるその属人法の変更に伴い 2018 年 8 月 3 日付連邦法第 290-FZ 号「多国籍会社及び国際基金について」に従い統一国家法人登記簿に多国籍会社のステータスで登録されたとき、取り消される。(段落追加：連邦法 2022 年 3 月 26 日付第 72-FZ 号)

71. 外国法人の支店、代表部の認可は、連邦法「連邦法『国有財産及び地方自治体財産の民有化について』及びロシア連邦個別法令の改正ならびに財産関係規制の特性の設定について」第 5 条～第 18 条に従い、当該支店、代表部を事業体に再編するという司法判断が下されたとき、当該司法判断が発効した日を持って取り消される。(本項追加：連邦法 2022 年 7 月 14 日付第 320-FZ 号)

8. ロシア連邦中央銀行、航空機 (民間航空) 部門で国有財産の管理及び行政サービスを担当する連邦行政機関は、外国金融機関の代表部、外国保険会社の支店、民間航空分野での活動を実施する外国法人の代表部の、それぞれ認可、認可の決定、登記簿記載情報の修正、認可の取り消し、認可取消しの決定に関する情報、然るべき支店及び代表部の従業員である外国人の人数に関する情報、登記簿に記載されるその他の情報を、指定連邦行政機関により承認された書式及びフォーマットで然るべき行為が実施された日から 5 営業日以内に、指定連邦行政機関に宛てて電子形式 (省庁間オンライン連絡共通システムを使用したものを含む) で伝えなければならない。(改正：連邦法 2021 年 7 月 2 日付第 343-FZ 号)

9. 本条第 8 項に従いロシア連邦中央銀行、航空機 (民間航空) 部門で国有財産の管理及び行政サービスを担当する連邦行政機関から提出される情報を、指定連邦行政機関は当該情報を取得した日から 3 営業日以内に登記簿に記入する。

10. 外国法人の支店、代表部の認可、登記簿記載情報の修正、認可の取り消しに関する記録が登記簿に記入された日から 3 営業日以内に、指定連邦行政機関は当該情報を、国家予算外基金には外国法人の支店、代表部を被保険者として登録または登録簿から削除するため、航空機 (民間航空) 部門で国有財産の管理及び行政サービスを担当する連邦行政機関にはその職権の行使に関係する部分につき、またロシア連邦中央銀行には外国保険会社の支店に関する部分を、電子形式で送付する。(改正：連邦法 2021 年 7 月 2 日付第 343-FZ 号)

登記簿に然るべき記録が記入された日から 5 営業日以内に、外国法人の認可された支店、代表部に登録簿記載事項証明書が交付または発送される。

当該書類の書式は指定連邦行政機関が定める。

登記簿に然るべき記録が記入された日から 3 営業日以内に、指定連邦行政機関は外国保険会社の認可された支店に係る登録簿記載事項証明書、税務機関登録証明書を、指定連邦行政機関の暗号化された電子署名が入った電子文書形式で、ロシア連邦中央銀行に送付する (省庁間オンライン連絡共通システムを使用したものを含む)。(段落追加：連邦法 2021 年 7 月 2 日付第 343-FZ 号)

11. 外国法人の支店、代表部の認可、登記簿記載情報の修正、認可取り消しのために提出された書類の記載情報が、登記簿を構成する。登記簿の作成、運用、整備は、情報システムオペレーターである指定連邦

行政機関が定めた手順に従い実施される。

登記簿記載情報の内訳は指定連邦行政機関が定める。

登記簿記載情報は、連邦法に従いアクセスが制限される情報を例外とし、一般公開情報である。

登記簿記載情報は情報通信網インターネットで指定連邦行政機関の公式サイトに掲載される。情報通信網インターネットで指定連邦行政機関の公式サイトに掲載される情報の内訳は、指定連邦行政機関が定める。

情報通信網インターネットで指定連邦行政機関が公式サイトに掲載した情報へのアクセスに対して料金は徴収されない。

関係者は外国法人の具体的な支店、代表部の登記簿抄本または要求情報不在証明書で登記簿記載情報を得る権利がある。関係者に提供される当該抄本または証明書の書式及びこれらの発行手順は、指定連邦行政機関が定める。（改正：連邦法 2017 年 5 月 1 日付第 97-FZ 号）

紙媒体による当該抄本または証明書の発行期限は、指定連邦行政機関が然るべき照会を受けた日から 5 営業日を超えてはならない。紙媒体による当該抄本または証明書は、連邦法に別段の定めがある場合を除き、有料で発行される。紙媒体による当該抄本または証明書の発行手数料はロシア連邦政府が定める。（段落追加：連邦法 2017 年 5 月 1 日付第 97-FZ 号）

電子文書の形式による当該抄本または証明書は、指定連邦行政機関が然るべき照会を受けた日の翌営業日まで無料で発行される。電子文書の形式による当該抄本または証明書には、情報システムオペレーターである指定連邦行政機関の暗号化された電子署名が入る。（段落追加：連邦法 2017 年 5 月 1 日付第 97-FZ 号）

（本条改正：連邦法 2014 年 5 月 5 日付第 106-FZ 号）

## **第 22 条 外国法人の支店に関する規定、外国法人の代表部に関する規定の要求事項**

1. 外国法人の支店に関する規定、外国法人の代表部に関する規定には、外国法人とその支店、代表部の名称、外国法人の法的組織形態、登記国での外国法人の所在地住所ならびにロシア連邦域内でのその支店、代表部の所在地、その支店、代表部の設立、開設の目的及び業種、外国法人の支店、代表部の運営方法を記さなくてはならない。

2. 外国法人の支店に関する規定、外国法人の代表部に関する規定には、ロシア連邦域内の支店、代表部の活動の特徴を反映し、ロシア連邦法令に違反しない、その他の情報を加えることができる。

（本条改正：連邦法 2014 年 5 月 5 日付第 106-FZ 号）

## **第 23 条 外国投資分野における国家政策の立案及び実現**

連邦憲法的法律「ロシア連邦政府について」に従い、ロシア連邦政府は国際投資協力の分野で国家政策を立案し実現する。

ロシア連邦政府は、

- ロシア連邦域内での外国投資の実施に対する禁止及び制限を導入する妥当性を判断し、こうした禁止及び制限の一覧に関する法案を立案する。

- ロシア連邦で外国人投資家の活動を監督する方策を定める。
- 本連邦法第 2 条に定めた優先投資プロジェクトの一覧を承認する。
- 外国投資誘致の連邦プログラムを立案し、その実現を確保する。
- 連邦レベルの投資プロジェクト及びロシア連邦開発予算の財源確保のために外国及び国際金融機関の投資貸付を誘致する。
- 国際投資協力の分野でロシア連邦構成主体と連携協力する。
- 外国人投資家による大規模投資プロジェクトの実現に関する外国人投資家との投資協定の準備及び締結に対する監督を行う。
- 投資の奨励及び相互保護に関するロシア連邦の国際条約の準備及び締結に対する監督を行う。

#### **第 24 条 直接外国投資の誘致を調整する連邦行政機関**

ロシア連邦政府はロシア連邦経済への直接外国投資の誘致の調整を担当する連邦行政機関を定める。

#### **第 25 条 本連邦法の制定に伴う、過去に制定されたロシア連邦法令及びその個別規定の失効の承認**

本連邦法の制定に伴い、以下は失効したものと認める。

- ロシアソビエト連邦社会主義共和国法「ロシアソビエト連邦社会主義共和国における外国投資について」（ロシアソビエト連邦社会主義共和国人民代議員大会及びロシアソビエト連邦社会主義共和国最高会議公報、1991 年第 29 号 1008 頁）
- ロシアソビエト連邦社会主義共和国最高会議決定「ロシアソビエト連邦社会主義共和国法『ロシアソビエト連邦社会主義共和国における外国投資について』の施行について」（ロシアソビエト連邦社会主義共和国人民代議員大会及びロシアソビエト連邦社会主義共和国最高会議公報、1991 年第 29 号 1009 頁）
- 連邦法「ロシア連邦法『標準規格化について』『測定均一性の確保について』『製品及びサービスの品質認証について』の制定に伴うロシア連邦法令の改正及び追加について」第 6 条（ロシア連邦法令集、1995 年第 26 号 2397 頁）
- 連邦法「連邦憲法的法律『ロシア連邦における仲裁裁判所について』及びロシア連邦仲裁訴訟法典の制定に伴うロシア連邦法及びその他法令の改正及び追加について」第 1 条第 4 項（ロシア連邦法令集、1997 年第 47 号 5341 頁）

#### **第 26 条 ロシア連邦法令の本連邦法との整合化**

1. 各々の規范文書を本連邦法に整合させるようロシア連邦大統領及びロシア連邦政府に提案する。
2. ロシア連邦政府は本連邦法から生ずるロシア連邦法令の改正及び追加に関する提案を所定の手続きに従いロシア連邦連邦議会国家院に提出する。

## 第 27 条

(本条失効：連邦法 2014 年 5 月 5 日付第 106-FZ 号)

## 第 28 条 本連邦法の発効

本連邦法はこれが公布された日に発効する。

ロシア連邦大統領

B.エリツィン

モスクワ、クレムリン

1999 年 7 月 9 日

第 160-FZ 号